

週休2日工事要領（営繕工事）

平成30年3月30日 財政局長決裁
平成31年3月8日 一部改正
令和元年5月17日 一部改正
令和2年5月7日 一部改正
令和2年6月25日 一部改正
令和3年1月29日 一部改正
令和3年9月16日 一部改正
令和6年2月20日 一部改正
令和7年2月6日 一部改正
令和8年3月30日 一部改正

（目的）

第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、令和6年4月より罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。なお、「週休2日」の確保は、受発注者双方が協力し合い取り組むものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）週休2日

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所（現場休息）を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所（現場休息）を指定するものとする。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

（4）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

（5）週休2日の達成基準

- ① 完全週休2日（土日）の達成は、対象期間の全ての週ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。
- ② 月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）

を行っている状態をいう。なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ③ 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が -28.5% （8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数も含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第3条 本要領は現場閉所（現場休息）が可能なすべての営繕工事に適用する。ただし、社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所（現場休息）を行うことが困難な工事（緊急対応工事や災害復旧工事等の工期があらかじめ決められている工事）は対象外とすることができる。

また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものとする。

- 2 土木電気通信編工事、土木機械編工事、プラント工事は「週休2日工事要領（土木工事）」を適用することができる。ただし、同要領第6条10の規定は適用しない。
- 3 主たる工事が土木工事で従たる工事が営繕工事の場合は、「週休2日工事要領（土木工事）」による。

（発注方式）

第4条 受注者希望型とし、受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」または、「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む。なお、「完全週休2日（土日）」または、「月単位の週休2日」を希望しない場合は、通期の週休2日による施工を行うこととする。

（補正方法）

第5条 当初予定価格は、経費の補正は行わない。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、その達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について増額の設計変更を行う。

なお、補正係数については、「札幌市公共建築工事積算要領」に基づき積算する場合は別紙-1の補正係数を適用し、「国土交通省土木工事積算基準」、「下水道用設計標準歩掛表」その他「札幌市公共建築工事積算要領」以外の積算基準に基づき積算する場合は「週休2日工事要領（土木工事）（別紙-1）」の補正係数を適用する。

（実施における留意事項）

第6条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。

2 工事の実施にあたっては、別紙-2のとおりとし、入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載しなければならない。記載例は別紙-3のとおりとする。

3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工期や猛暑による作業不能日を現場閉所（現場休息）日とすることも可とする。

4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。

なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。

5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報、休日取得計画等の提示により確認を行うものとする。（休日取得計画は別紙-5を参照し作成すること）。

※休日の確認書類として工事月報、休日取得計画以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。

6 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

7 監督員及び受注者は、各作業の適正な施工期間を考慮するとともに、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む）のスケジュール等の調整に努める。

8 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合や、受注者の責によらず対象外とすべき期間が生じた場合（設計図書に明示されていない施工条件につい

て予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要と認められるとき等)は、その都度、監督員は受注者と協議する。

(その他)

第7条 受注者は、週休2日工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。

2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、工事管理室長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成30年2月16日から施行する。

2 この要領は、平成30年2月21日以後に告示される工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成31年3月27日以後に告示される工事から適用する。

附 則

1 この要領は、令和元年7月16日以後にしゅん功する工事から適用する。

附 則

1 この要領は、令和2年5月27日以後にしゅん功する工事から適用する。

附 則

1 この要領は、令和2年7月1日以後にしゅん功する工事から適用する。

2 この要領による改正後の別紙-5〔営繕工事〕の規定は、令和2年7月1日以降に改定する営繕工事適用単価に適用し、同日前に改定した営繕工事適用単価については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和3年3月1日以後に告示される工事から適用する。

附 則

1 この要領は、令和3年10月単価を使用する工事から適用する。

附 則

1 この要領は、週休2日試行工事要領の営繕工事について一部改正するものである。従前の要領は廃止とする。

2 この要領は、令和6年4月単価を使用する工事から適用し、同日前に従前の要領を適用する工事については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和7年4月単価を使用する工事から適用する。

附 則

1 この要領は、令和8年4月単価を使用する工事から適用する。

週休2日工事の経費の補正について

週休2日による工事の必要な経費を計上する。計上方法は以下のとおりとする。

〔営繕工事〕

1 補正係数等

週休2日工事については、対象期間における現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び単位施工単価等の労務費）及び現場管理費を補正する。

(1) 複合単価

複合単価の労務費は、公共工事設計労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。
なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

現場閉所（現場休息）		完全週休2日 （土日）工事	月単位の 週休2日工事	通期の 週休2日工事
補正係数	労務費	1.02	1.02	補正なし

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、以下の補正率及び以下の式により算出する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の補正率及び以下の式により算出する。ただし、見積単価は補正しない。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(3) 単位施工単価

市場単価と補正市場単価は、以下の補正率及び以下の式により算出する。

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\begin{array}{l}
 \text{週休2日補正後の} \\
 \text{シフト単価}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{工事場所の材料単価、要領の補正係} \\
 \text{数を乗じた労務単価を用い算定した} \\
 \text{ベース単価}
 \end{array}
 \times
 \frac{\begin{array}{l}
 \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\
 \text{工事場所の都市のシフト単価}
 \end{array}}{\begin{array}{l}
 \text{物価資料掲載の同一規格・仕様} \\
 \text{工事場所の都市のベース単価}
 \end{array}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価} \times \text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価} \times \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様工事場所の都市のベース単価}}$$

(4) 現場管理費

現場管理費には、以下の補正率を乗じて補正する。

現場閉所（現場休息）		完全週休2日（土日）工事	月単位の週休2日工事	通期の週休2日工事
補正係数	現場管理費	1.01	補正なし	補正なし

【建築工事】

工種	摘要※	月単位の週休2日促進工事及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

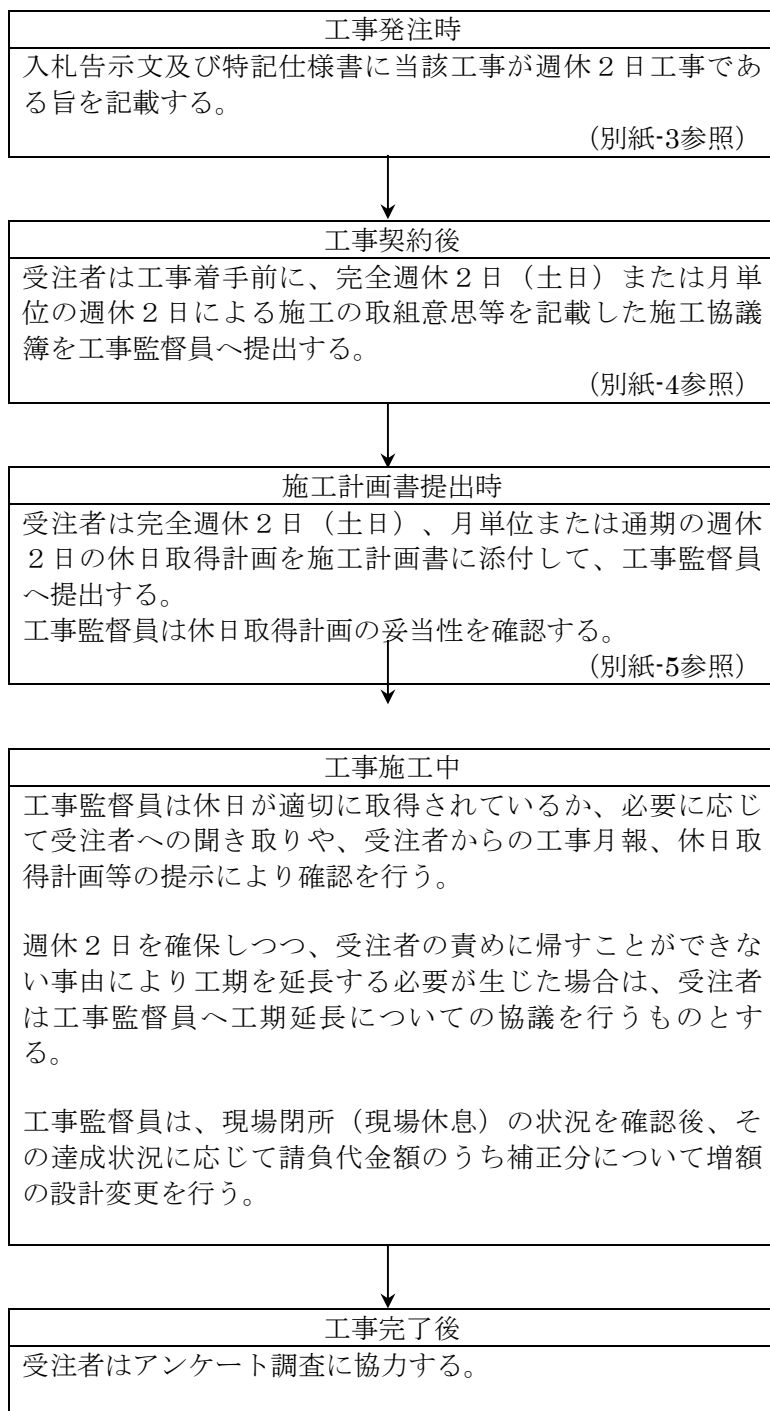
【電気設備工事】

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

【機械設備工事】

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

工事实施フロー



1 告示別表の記載例

告示別表に以下事項を記載すること。

「16注意事項」に以下を追記する。
本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。

2 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下事項を記載すること。

- 週休2日工事の実施について
- 1. 本工事は、「週休2日工事（営繕工事）」の対象工事である。
（経費の補正は行っていない。）
- 2. 受注者が「完全週休2日（土日）」または、「月単位の週休2日」の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して「完全週休2日（土日）」または、「月単位の週休2日」に取り組む旨を協議したうえで、施工を行う工事である。なお、「完全週休2日（土日）」または、「月単位の週休2日」を希望しない場合は、通期の週休2日による施工を行うこととする。
- 3. 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- 5. 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- 6. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 7. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の休日取得計画を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を工事月報、休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。
- 8. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- 9. 現場閉所（現場休息）の状況を確認後、完全週休2日（土日）の場合および月単位の週休2日の場合は、補正分について設計変更を行う。
- 10. 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。

なお、アンケートは工事管理室ホームページ

(http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html) に掲載している。

11. その他の事項については、週休2日工事要領（営繕工事）によるものとする。

工事施工協議簿(第 回)

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	令和 年 月 日	回答希望日	月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input checked="" type="checkbox"/> 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 届出 <input checked="" type="checkbox"/> 確認				
工事名	〇〇工事				
(内容)					
週休2日工事について協議します。					
例1)当工事において、月単位の週休2日による施工を希望します。					
例2)当工事において、月単位の週休2日による施工を希望しません。					
添付図 葉、その他添付図書					
発 注 者 ・ 回 答 者	処 理 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input checked="" type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他()			
		<input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日			
		【回答】 例1)了解しました。月単位の週休2日による施工を実施してください。 なお、当初計上していた通期の4週8休の経費補正については履行状況に合わせて設計変更します。			
		例2)了解しました。特記仕様書にも記載のとおり、月単位の週休2日を希望しない場合は、通期の週休2日による施工を行ってください。			
添付図 葉、その他添付図書					
【中間】処理・回答日：令和 年 月 日 【最終】処理・回答日：令和 年 月 日					
設計変更の対象と 例2) <input checked="" type="checkbox"/> しない 例1) <input checked="" type="checkbox"/> する。(※変更内容は事前着手可)詳細は別途指示する。 <input type="checkbox"/> する。(※変更内容は事前着手不可)詳細は別途指示する。					
請負代金額の概算変更額 円(参考値)					
工事の全部または <input checked="" type="checkbox"/> しない 一部の施工を一時中止 <input type="checkbox"/> する。詳細及び設計変更については別途協議する。					
答 請 負 者	請 負 者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input checked="" type="checkbox"/> 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()			
		<input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日			
		【回答】 添付図 葉、その他添付図書 【中間】処理・回答日：令和 年 月 日 【最終】処理・回答日：令和 年 月 日			

	課長	係長	工事監督員
確認欄	中間時		
	最終時		

	現場代理人	監理技術者	主任技術者
確認欄	中間時		
	最終時		

